

新築・購入・増改築をした人は忘れずに…

住宅借入金等特別控除申告説明会

平成20年中に住宅ローンを利用して住宅を新築・購入・増改築をした人は、一定の要件にあってはまれば、左の①又は②のいずれかを選択して住宅借入金等特別控除を受けることができ、所得税が軽減されます。(一度どちらかを選択すると、あとから変更することはできません。)

この特別控除を受けるには、最初の年に確定申告をする必要があります。

サラリーマンを対象に、左記により申告説明会を開催しますので、住宅借入金等特別控除を受ける人は出席してください。

▼日時 1月28日(水) 午前10時

▼受付時間 11月28日 午前9時30分～午前10時

▼場所 11月28日 役場3階大会議室(午前中のみ)

◎説明会においては、申告書の作成まで説明・指導しますので、その場で申告を済ませることができま

◎当日来られない人で、還付申告書の作成などで

相談を希望される人は、宇都宮税務署特設会場(マロニエプラザ2月5日(木)～3月16日(月))又は、町役場の確定申告2月16日(月)～3月16日(月)をご利用ください。

※医療費控除等もある場合は、明細書等を事前に作成して持参してください。

◎控除額の算出方法 (最高控除額160万円)

①住宅借入金等特別控除 (控除の期間10年)

・1～6年目

住宅ローン控除等の年末残高(最高2,000万円)
×1% = 控除額(最高20万円※)

・7～10年目

住宅ローン控除等の年末残高(最高2,000万円)
×0.5% = 控除額(最高10万円※)

②住宅借入金等特別控除の特例 (控除の期間15年)

・1～10年目

住宅ローン控除等の年末残高(最高2,000万円)
×0.6% = 控除額(最高12万円※)

・11～15年目

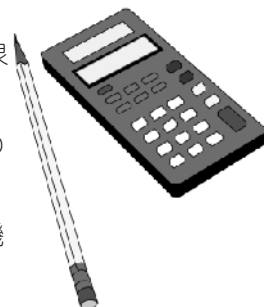
住宅ローン控除等の年末残高(最高2,000万円)
×0.4% = 控除額(最高8万円※)



■申告に必要な書類等

- ①住民票(平成21年1月1日以降に発行したもの)
- ②工事請負契約書又は売買契約書のコピー(契約年月日、契約金額、契約者名、物件記載のページ及び収入印紙が貼付してあるページのコピーが必要です。)
- ③宇都宮法務局交付の最新の建物の登記事項証明書(平成21年1月1日以降に取得したもの)
※権利証(登記済証)は登記事項証明書ではありません。
- ④宇都宮法務局交付の土地の登記事項証明書、土地の売買契約書のコピー(住宅敷地等の取得にかかる借入金がある場合)

- ⑤住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(2か所以上から交付を受けている場合はすべての証明書)
- ⑥増改築などの場合は、①～⑤のほか建築確認済証の写し、又は建築士の交付を受けた増改築等工事証明書
- ⑦平成20年分の給与の源泉徴収票(原本)
- ⑧印かん及び申告者名義の預貯金口座
- ⑨ボールペン、卓上計算機



■各種要件

新築住宅

- 住宅取得後6か月以内に入居し、引き続き住んでいること。
- 家屋の床面積が50㎡以上で、かつ、2分の1以上が居住用であること。
- 控除を受ける年の所得金額が、3,000万円以下であること。
- 民間の金融機関や、住宅金融支援機構などの住宅ローンを利用していること。
- 住宅ローンの返済期間が10年以上で、しかも月賦のように分割して返済すること。
- 入居した年又はその前後2年以内に、譲渡所得の課税の特例の適用を受けていない(受けたい予定でない)こと。

中古住宅

- 新築住宅の要件に当てはまること。
- その家屋の取得の日以前、20年以内(マンション等の耐火建築物については25年以内)に建築されたものであることなど。
- 建築後、使用されたことがある家屋であること。



増改築等

- 自己が所有し、自己の居住用に使用している家屋の増改築であること。
 - 増改築をした後の家屋の床面積が50㎡以上で、しかも上記の新築住宅の要件も満たしていること。
 - 増改築等の工事費用が、100万円を超えるものであること。
 - 自己の居住用部分の工事費用の額が、増改築等の工事費用総額の2分の1以上であること。
- ▼問い合わせ先＝
- ☎ 税務課 住民税係
- ☎ 9 1 2 2

償却資産の申告は 2月2日(月)まで

固定資産税は、土地や家屋のほか償却資産(事業用)の所有者に対しても課税されます。

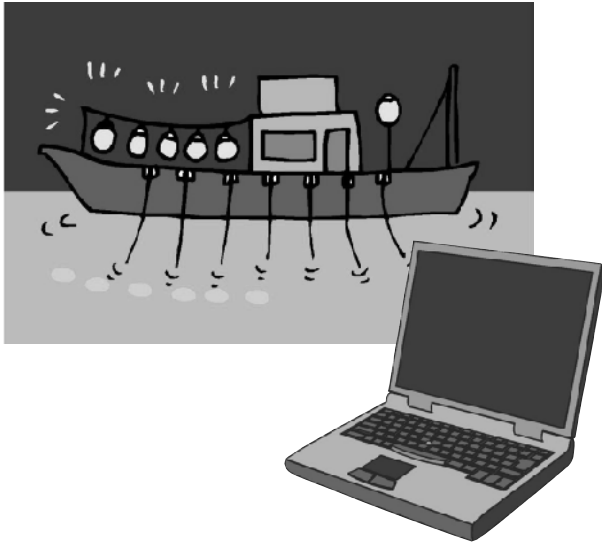
平成21年1月1日現在、町内に償却資産を所有している人は、2月2日(月)までに申告してください。

▼申告の対象となる資産＝

平成21年1月1日現在、町内に存在する事業用資産(土地、家屋を除く)のうち、減価償却費が損金や必要経費に算入される資産で次のようなもの。

- ・構築物(門、塀、看板、駐車場の舗装路面等)
- ・機械、装置及びこれに付帯する設備
- ・船舶(ボート、釣船等)
- ・車両(フォークリフト等、ただし自動車税、軽自動車税対象車両は除く)
- ・工具、器具、備品(机、椅子、パソコン、陳列ケース等)

*申告用紙は税務課にあります。なお、平成20年に申告のあった人には12月中に申告書を送付しておりますが、届いていない場合にはご連絡ください。



家屋を取り壊したら

固定資産税は毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。

町では、家屋の新增築・取り壊しの調査に努めていますが、特に取り壊しの場合、把握できないことがありますので、家屋を取り壊した人又は取り壊す予定のある人は、税務課まで連絡くださいますようお願いいたします。

▼問い合わせ先＝

☎ 税務課 資産税係 ☎ 9 1 2 3